

一般社団法人 日本土壌肥料学会
役員の報酬に関する規程

2006年 1月 20日 理事会決定

2011年 12月 10日 理事会決定

(総則)

第1条 この規程は、定款第26条に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 この法人の役員は、無報酬とする。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 ただし、常勤役員である常務理事には、報酬を支給する。
- 4 常勤とは、週3日以上勤務する場合をいう。
- 5 報酬の種類は、俸給、通勤手当とする。
- 6 常勤役員には、賞与および退職金は支給されない。

(給与の支給)

第3条 俸給及び通勤手当は、その月の月額的全額を毎月25日に支給する。
ただし、支給日が休日に当たるときは休日前業務日に支給する。

(俸給)

第4条 常務理事の俸給月額は次のとおりとする。
200,000円

(通勤手当)

第5条 通勤手当の月額は、通勤に要する運賃に相当する額とする。

(支給計算)

- 第6条 新たに役員となった者には、その月から俸給及び通勤手当を支給する。
- 2 役員が退職した場合には、その月までの俸給等を支給する。
 - 3 役員が解任された場合には、その前月までの俸給等を支給する。

(報酬の支払い方法)

第7条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。

ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金又は預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(改廃)

第8条 この規程を改廃するには、総会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。